東近江行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令　和　２　年　１　月　２　８　日
東 近 江 行 政 組 合 規 則 第 ５ 号

改正　　令和４年１月25日　規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年滋賀中部地域行政事務組合条例第５号。以下「勤務時間条例」という。）第19条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　任命権者　法第６条第１項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。

(2)　パートタイム会計年度任用職員　法第22条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員をいう。

(3)　フルタイム会計年度任用職員　法第22条の２第１項第２号に定める会計年度任用職員をいう。

（１週間の勤務時間）

第３条　フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり38時間45分とする。

２　パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第４条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。

２　任命権者は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員について

は、１週間ごとの期間について、１日につき７時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第５条　任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

２　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、４週間ごとの期間につき８日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、８日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性により、４週間ごとの期間につき８日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、８日以上）の週休日を設けることが困難である会計年度任用職員について、管理者と協議して、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

３　前項の割振りの基準等については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

（週休日の振替等）

第６条　任命権者は、会計年度任用職員に第４条第１項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第４条第２項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条及び第12条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

２　前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

（休憩時間及び休日）

第７条　会計年度任用職員の休憩時間及び休日については、常勤職員の例による。

（休日の代休日）

第８条　任命権者は、会計年度任用職員に国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）又は12月29日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（以下この項において「休日」と総称する。）である第４条第２項、第５条又は第６条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

２　前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、第３条から第６条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）においても勤務することを要しない。

３　第１項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の手続等については、常勤職員の例による。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第９条　任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に勤務を命ずることができる。

２　時間外勤務（前項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる時間及び月数の上限については、常勤職員の例による。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第10条　育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、常勤職員の例による。

（休暇の種類）

第11条　会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第12条　年次有給休暇は、一会計年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一会計年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第３号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員　１週間の勤務日の日数又は１年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第１の任期の区分ごとに定める日数

(2) 任期の満了により退職した後に同一年度内において更に任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。）　当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数（当該年度において同号又はこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあっては、零））

(3) 任期の満了により退職した後に翌年度内において更に任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員　１週間の勤務日の日数又は１年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第２の継続勤務期間の初日の属する年

度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数（当該年度においてこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあっては、零））

2　年次有給休暇の単位は、１日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、１時間を単位とすることができる。

3　任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

4　１時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日１日当たりの勤務時間（その時間に１時間未満の端数があるときは、これを１時間に切り上げた時間）をもって１日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日１日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に１時間未満の端数を生じたときは、これを１時間に切り上げた時間）をいう。）をもって１日とする。

5　年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、翌年度（年度の途中に年次有給休暇が付与された者にあっては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで）に繰り越すことができる。

（特別休暇）

第13条　会計年度任用職員に次の各号に掲げる事由がある場合には、当該各号に掲げる期間の有給の特別休暇を与えるものとする。

(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

(3) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　管理者の定める期間内における７日の範囲内の期間

(4) 会計年度任用職員の親族（別表第３の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

(5)　会計年度任用職員（４月１日から６月30日までの間に採用された者であって、任期の満了日が９月30日以降の日であり、かつ、１週間当たりの勤務時間が30時間以上であるものに限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年の７月から９月までの間において次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数を超えない範囲内で必要と認める期間

ア　フルタイム会計年度任用職員

(ｱ) 当該年度の４月１日から同月30日までの間に採用された職員　４日

(ｲ) 当該年度の５月１日から同月31日までの間に採用された職員　３日

(ｳ) 当該年度の６月１日から同月30日までの間に採用された職員　２日

イ　パートタイム会計年度任用職員

(ｱ) 当該年度の４月１日から同月30日までの間に採用された職員　３日

(ｲ) 当該年度の５月１日から同月31日までの間に採用された職員　２日

(ｳ) 当該年度の６月１日から同月30日までの間に採用された職員　１日

(6) 地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　７日の範囲内の期間

(7) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合　必要と認められる期間

(8) 地震、水害、火災その他の災害時において、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間

(9) 会計年度任用職員（６月以上の任期が定められている者又は６月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（次項第４号及び第５号に掲げる場合を除く。）　一の年度（４月１日から翌年の３月31日までをいう。以下同じ。）において別表第４に定める期間

（令４規則２・一部改正）

(10)　会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度（４月１日から翌年の３月31日までをいう。以下同じ。）において５日（当該通院等が体外受精その他の人事院が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者の定

める時間）の範囲内の時間

（令４規則２・追加）

(11)　８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合　出産の日までの申し出た期間

（令４規則２・追加）

(12)　女性の会計年度任用職員が出産した場合　出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間（産後６週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

（令４規則２・追加）

(13)　会計年度任用職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合　管理者が定める期間内における３日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者の定める時間）の範囲内の期間

（令４規則２・追加）

(14)　会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は中学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　当該期間内における５日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者の定める時間）の範囲内の期間

（令４規則２・追加）

(15)　中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121 日以上であるものであって、６月以上継続勤務しているものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき　一の年度において５日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者の定める時間）の範囲内の期間

（令４規則２・追加）

2　会計年度任用職員に次の各号に掲げる事由がある場合には、当該各号に掲げる期間の無給の特別休暇を与えるものとする。

(1) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間

(2)　削除

（令４規則２・削除）

(3)　削除

（令４規則２・削除）

(2) 生後１年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　１日２回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により当該子を委託されている同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第１号に規定する養育里親である者（同法第27条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、１日２回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

（令４規則２・一部改正・２号繰上）

(5)　削除

（令４規則２・削除）

(3) 要介護者（勤務時間条例第15条第１項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）の介護その他の管理者の定める世話を行う会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものであって、６月以上継続勤務しているも

の）が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者の定める時間）の範囲内の期間

（令４規則２・３号繰上）

(4) 女性の会計年度任用職員が生理に有害な職務に従事する場合及び生理日において勤務することが困難である場合　２日以内でその都度必要と認められる期間

（令４規則２・３号繰上）

(5) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病若しくは通勤による負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間

（令４規則２・３号繰上）

(6) 妊娠中又は出産後１年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合　必要と認められる期間

（令４規則２・３号繰上）

(7) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合　１日を通じて１時間を超えない範囲

（令４規則２・３号繰上）

(8) 妊娠中の会計年度任用職員が、妊娠に起因する障害（つわりに限る。）のため勤務することが著しく困難である場合　７日以内で必要と認める期間

（令４規則２・追加）

３　第１項第10号及び第13号から第15号まで並びに前項第３号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、１日又は１時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に１時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

（令４規則２・一部改正）

４　１日を単位とする特定休暇は、１回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

５　前条第４項の規定は、１時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

（介護休暇）

第14条　勤務時間条例第15条第１項及び第２項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があるとしたならば同条第１項に規定する申出の時点において、１週間の勤務日が３日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が121日以上であるものであって、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上であり、かつ、当該申出において、東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成６年滋賀中部地域行政事務組合規則第８号）第13条第３項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から６月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、勤務時間条例第15条第１項中「６月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

２　前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

（介護時間）

第15条　勤務時間条例第15条の２第１項及び第２項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があるとしたならば初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、１週間の勤務日が３日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、１日につき定められた勤務時間が６時間15分以上である勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が１年以上であるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、勤務時間条例第15条の２第２項中「２時間」とあるのは「２時間（当該会計年度任用職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間が２時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

２　前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

（休暇の承認等）

第16条　特別休暇（第13条第１項第11号及び第12号を除く。）の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。

（令４規則２・一部改正）

（管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等）

第17条　第11条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（その他）

第18条　この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（年次有給休暇に関する経過措置）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法17条の規定により一般職の非常勤職員として任用されていた者又は法第22条第５項の規定により臨時的に任用されていた者（以下「臨時・非常勤職員」と総称する。）が、施行日において引き続き会計年度任用職員として任用された場合における当該会計年度任用職員の年次有給休暇については、施行日の前日おいて臨時・非常勤職員として付与されている年次有給休暇を第12条第１項により付与された年次有給休暇とみなし、施行日に同条第５項の規定により繰り越すものとする。

3　前項の場合において、施行日の前日まで臨時・非常勤職員として勤務した期間は、会計年度任用職員として勤務した期間とみなしてこの規則を適用する。

附　則（令和４年１月 25 日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行し、令和４年１月１日から適用する。

別表第１（第１２条関係）

１週間の勤務日の日数		５日以上	４日	３日	２日	１日
１年間の勤務日の日数		217日以上	169日から216日まで	121日から163日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
任期	６月を超え１年以下	10日	７日	５日	３日	１日
	５月を超え６月以下	７日	５日	４日	２日	１日
	４月を超え５月以下	５日	３日	２日	１日	１日
	３月を超え４月以下	３日	２日	１日	１日	０日
	２月を超え３月以下	２日	１日	１日	０日	０日
	１月を超え２月以下	１日	０日	０日	０日	０日

備考　この表において、この表の「５日以上」には、１週間の勤務日が４日以下で１週間の勤務時間が２９時間以上を含むものとする。

別表第２（第12条関係）

１週間の勤務日の日数		５日以上	４日	３日	２日	１日
１年間の勤務日の日数		217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
継続勤務期間の初日の属する年度	１年度	11日	８日	６日	４日	２日
	２年度	12日	９日	６日	４日	２日
	３年度	14日	10日	８日	５日	２日
	４年度	16日	12日	９日	６日	３日
	５年度	18日	13日	10日	６日	３日

から現年度までの年度数	６年度以上	20日	15日	11日	７日	３日

備考　この表において、この表の「５日以上」には、１週間の勤務日が４日以下で１週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第３（第13条関係）

親族	日数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	７日
父母	７日
子	５日
祖父母	３日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日）
孫	１日
兄弟姉妹	３日
おじ又はおば	１日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	３日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、７日）
子の配偶者又は配偶者の子	１日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、５日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	１日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、３日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	１日

別表第４（第13条関係）

１週間の勤務日の日数	５日以上	４日	３日	２日	１日
１年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
日数	10日	７日	５日	３日	１日

備考　この表の「５日以上」には、１週間の勤務日が４日以下で１週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。